

南西諸島陸産貝類 保護増殖事業計画

令和7年3月31日

環 境 省

第1 事業の目標

沖縄島南部地域に固有のアマノヤマタカマイマイ *Satsuma amanoi*、北大東島に固有のヘソアキアツマイマイ *Nesiohelix omphalina omphalina* 及びヘソアキアツマイマイの亜種で南大東島に固有のオオアガリマイマイ *Nesiohelix omphalina bipyramidalis* (以下「対象種」という。)は、各島の環境に適応し、独自の進化を遂げた陸産貝類である。これらの陸産貝類は、近年、生息地の開発や外来種による影響等により、その生息個体数が著しく減少している。

本事業では、対象種の生息状況等の把握やモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、生息に必要な環境の維持及び改善等を図るとともに、飼育下繁殖のほか、必要に応じて野生復帰等を実施することにより、対象種の絶滅を回避し、自然状態(二次的自然を含む。以下同じ。)で存続できる状態とすることを目標とする。

なお、対象種については、それぞれ生息地や生息環境は異なるものの、必要となる対策の内容や目指すべき方向について共通するものが多いため、その取組を一体的に進めていくこととする。また、本事業における目標の達成を評価するための具体的な指標等については、別途、下位の計画に定めることとする。

第2 事業の区域

南西諸島における対象種の分布域(かつて生息地であった地域を含む。)並びに第3の3による飼育下繁殖及び野生復帰を行う区域

第3 事業の内容

事業の実施に当たっては、南西諸島の各島々が固有の島しょ生態系を有していることに鑑み、島外から外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある土壌、資材等を持ち込むことがないよう、また、諸島内での外来種等の拡散を防止するよう留意する。

1 生息状況等の把握

(1) 生息状況、生息環境等の調査及びモニタリング

本事業を適切かつ効果的に実施するため、対象種の分布、個体数、生息密度等の生息状況を把握するための調査を定期的に行い、その動向をモニタリングするとともに、これらの情報の集積を行う。併せて、対象種の生息地及びその周辺地域における植生、地形、土壌、気象等の環境条件とその変化、対象種の自然条件下での生活史や繁殖様式、遺伝的構造・多様性等の生物学的特性の把握に努める。また、これらを踏まえて、対象種の保全単位を検討する。

(2) 影響要因の把握

対象種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びそれらの影響の程度について把握する。特に、対象種を捕食する外来種の侵入状況等

については、関係機関等とも連携し、情報収集に努める。

2 生息地における生息環境の維持及び改善等

(1) 生息地の維持及び改善等

対象種の絶滅を回避し、対象種が自然状態で存続するためには、生息地における生息環境を良好に保つことが必要である。また、かつての生息地等においては、再導入により個体群を再構築することも想定し、対象種にとって良好な環境を再生することが必要である。このため、1で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、関係機関との積極的な連携の下、対象種の生息地及びかつての生息地等において、生息に適した環境の維持、改善及び再生を図る。また、土地の所有者又は占有者による必要な配慮がなされるよう普及啓発に努める。

(2) 外来種対策

外来プラナリア類や国内外来種の陸生ホタルなど、対象種の個体群の縮小に著しい影響を及ぼす外来種については、防除技術の研究及び開発を推進し、関係機関等と協力して防除や拡散防止に努める。

3 飼育下繁殖、野生復帰等の実施

(1) 飼育下繁殖の実施

対象種においては、生息環境の急激な悪化等により生息域内での種の存続が困難であることが予見されたため、生息域外において個体群単位での飼育下繁殖が実施されてきた。引き続き、将来的な野生復帰の可能性を踏まえ、野生復帰可能な資質を保つような飼育繁殖技術の確立を目指すとともに、飼育下における生態的知見の収集や生殖細胞等の保存及び活用に関する研究等を推進する。なお、飼育下繁殖の実施に当たっては、遺伝的多様性に配慮しつつ、複数の施設において飼育下個体群を維持するよう努める。

(2) 野生復帰の検討

対象種については、生息域内における生息状況が危機的であることから、飼育下繁殖で増殖させた個体を生息域内（かつての生息地であった地域等を含む。）に野生復帰させること等について検討する。その際、野生復帰個体による生態系かく乱を生じさせないように、1及び2の実施状況や、専門的知識を有する者の助言等を踏まえ、その必要性や具体的手法、放出先等を十分に検討し、細心の注意を払って実施する。

4 生息地における違法な捕獲の防止

対象種の違法な捕獲を防止するため、必要に応じて生息地における監視や普及啓発を関係機関等と協力して行う。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、国、関係地方公共団体、様々な事業活動を行う事業者、関係地域の住民をはじめとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、対象種の保全の必要性、本事業の実施状況、外来種問題等に関する普及啓発を進め、対象種の保全に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

特に、対象種の個体群に著しい影響を及ぼす外来種等の新たな侵入、拡大を防止するため、意図的・非意図的にかかわらず、関連する地域に生物を持ち込む可能性のある関係者（農家等関係地域の住民、研究者、工事事業者等）への普及啓発を図る。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、対象種の生態等に関する専門的知識を有する者、対象種の保全活動に参画する団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。